

議案第 三七号
三朝町議会 自等 給與に關する條例を次のように
定める。

昭和二十八年十一月二十八日提出

三朝町長 坂出 雅

昭和二十八年十一月廿八日

三朝町議会議長 天野 嘉



三朝町議會議員等給与条例

第一條 地方自治法第二百三條の規定により支給する町議會議員等の報酬及び旅費の額並に支給方法はこの条例の定めるところによる。

第二條 報酬は別表第一の額による。

第三條 月額の報酬は毎月下旬にこれを支給する。但し町長において必要と認めたる時はこの限りでない。

第四條 月額の報酬は當送又は送仕の日から逗留及び死亡の日までこれを支給する。但し任期満了後引続き法令により職務を行う者に対してはその間支給する。

第五條 任期未了當の支給については三朝町職員給与に關する条例を適用する。

第六條 職務のため旅行するとき支給する旅費は別表第二による。

第七條 この条例に定めるものの外報酬及び旅費の支給に關しては町長等給与条例を適用する。

附 則

一 この条例は昭和二十八年十一月一日から適用する。

二 村条例の適用に關する条例(昭和二十八年三朝町条例第五号)中議會議員等給与条例は廃止する。

別表第一

区		分		報	酬	月	額
議	議	議	議	八	〇	〇	〇
會	副	副	議	七	〇	〇	〇
	議	議	員	六	〇	〇	〇
送	委	委	員	五	〇	〇	〇
理	委	員	長	四	〇	〇	〇
議	員	員	員	八	〇	〇	〇
農	向	委	員	一	〇	〇	〇
員	會	員	長	二	〇	〇	〇
送	會	員	長	一	五	〇	〇
杖	管	理	者	六	〇	〇	〇
杖	管	理	者	六	〇	〇	〇
肉	立	會	人	五	〇	〇	〇
肉	立	會	人	五	〇	〇	〇
送	立	會	人	五	〇	〇	〇

別表第二

区	議会		選挙管理委員長	本員 会 委 員	議員送出席査委員	専向委員	農業委員会 委員長	送 委 員 長	投票管理 者	内票管理 者	投票立 会 人	内票立 会 人	選挙立 会 人	区	
	議長	副議長												車馬賃	日當
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二 等 車 賃	鉄道運賃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	上 級 車 賃	船賃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四 円	車馬賃 外 日當
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二 〇 〇 円	日當
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	八 〇 円	区内
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一 〇 〇 円	区外
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三 〇 〇 円	食卓料